

会議要旨録

会議名称	第9期・第6回米沢市介護保険運営協議会		
開催日時	令和8年3月18日(水) 13:30~14:30		
開催場所	置賜総合文化センター 2階 203研修室		
出席者	委員区分	氏名	所属団体等
	1号委員 (会長)	渡部 宏一	米沢市歯科医師会 会長
	1号委員 (副会長)	田中 雄二	米沢市医師会 理事
	1号委員	丸山 憲嗣	社会福祉法人米沢弘和会 総務部長
	2号委員	岡崎 正	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
	2号委員	多田 智美	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長
	2号委員	鈴木 ひろ子	米沢市社会福祉協議会 権利擁護課 主任
	2号委員	長沼 勇作	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長
	2号委員	後藤 健一	米沢市コミュニティセンター館長会
	2号委員	草刈 美紀	米沢市ボランティア連絡協議会 会長
	2号委員	齊藤 麗子	米沢市シニアクラブ連合会 女性部代表
	2号委員	菅井 晃子	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員
	3号委員	五十嵐 勝	被保険者代表
	3号委員	木村 典子	被保険者代表
	3号委員	情野 薫	被保険者代表
欠席者	1号委員	大益 史弘	米沢栄養大学 教授
事務局 出席者	税務課長補佐、納税課長補佐、保険年金課長、社会福祉課長補佐、健康課長、高齡福祉課長、高齡福祉課長補佐、高齡福祉課専門員、高齡福祉課介護認定給付主査、高齡福祉課高齡者福祉主査、高齡福祉課地域包括支援主査、高齡福祉課事業管理主査、高齡福祉課事業管理担当主事		
傍聴者	0人		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員の辞任及び委嘱について 3 会長及び副会長の選出について 4 会長・副会長あいさつ 5 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護支援事業所等の休止・廃止について (2) 第9期介護保険料における基準所得金額の見直しについて (3) 令和7年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて (4) 令和7年度地域包括支援センター運営について 6 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和8年度地域包括支援センター設置・運営(案)について 7 その他 		

8 閉会

会議内容

1 開会

司会より、資料1の差替え版の配布の説明がある。

2 委員の辞任及び委嘱について

司会より、1号委員1名が辞任となること、山形県立米沢栄養大学の推薦で1名の委員が追加となるが、本日都合により欠席であるとの説明がある。

3 会長及び副会長の選出について

司会より、米沢市介護保険運営協議会条例第6条第1項の規定により会長、及び副会長をそれぞれ1名を選出するにあたり、委員の意見を求めたところ、「事務局案」という提案があったことから、渡部宏一委員を会長、田中雄二委員を副会長とすることを事務局から提案し、承認される。また、司会より、残任期間は令和9年9月30日までとなるとの説明がある。

4 会長・副会長あいさつ

・会長あいさつ

皆様、改めまして、こんにちは。米沢市歯科医師会会長の渡部宏一と申します。今まで副会長を務めさせていただいておりました。今回、前会長が一身上の都合で辞められたということで、私が残りの残任期間で会長を務めさせていただきます。何分、進行も不慣れですので、皆さん、温かい目で見えていただき、御協力をよろしく願います。失礼します。

・副会長あいさつ

新たに副会長となりました医師会の田中と申します。残任期間は副会長を務めたいと思いますが、それ以降はやはり従来どおり栄養大学の先生が務めていただければと思います。

ここで司会より、米沢市介護保険運営協議会条例第7条第1項の規定により、会長が会議の議長となることから、会長が進行することを確認し、会長は会長席に移動した。

5 報告

(1) 居宅介護支援事業所等の休止・廃止について

事務局から説明があり、質疑があった。主な質疑は以下のとおり。

【委員】

5ページ目のグラフを見ると、令和6年度以降ケアマネジャーの担当可能な件数の上限値が要介護認定者数を上回っており、グラフが良い形になっていると見えますが、令和6年度からの改定において、従来の39件が44件まで担当可能になった大きな理由

はありますか？

【事務局】

3年ごとに大きな介護保険の制度の改正があり、令和6年度の改正の中で、ケアマネジャーの担当件数の上限値が上がっております。

【委員】

はい。これは何か根拠があって増えたということでしょうか。

【事務局】

国の方で協議して決まった内容でした。

【委員】

実際、私はケアマネジャーの方の御苦勞はわかっていますが、国の政策としてこう決まったというのには根拠があるのかもしれませんが、結局、人数合わせの部分があって、要するに今の人数で十分足りているということの根拠にしたいということがあるのだろうと思ったもので、すみません。

【委員】

算定の根拠としては、基準が変わったということですね。要介護認定者数も漸減しているところで、規定が変わって令和6年度からはケアマネジャーの担当可能な件数が要介護認定者数を数値ではカバーしているという捉え方でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

休止の1件と廃止の3件についての理由を聞くと同じような理由ですけれども、片方が廃止で片方が休止というのは、休止の方の生活協同組合の方は、9月16日までであれば手当てがつくということで休止になっているのでしょうか。それともう一つ、毎回のように休止・廃止の届出があがってきますが、ほとんどが人手不足と言われています。これについて、開所する際の基準を厳しくするとか、開所の基準を変えないと、休止・廃止が多すぎて、利用者が少ないということもあるのでしょうか。数が少なくても利用されている方がいるわけですから、そのあたりのところが不便になるということにならないように、審査基準の見直しとかを考えているのでしょうか。2点お願いいたします。

【事務局】

新たに事業所を開設したい、というような御相談がありますときには、市の現在の状況についてお話をさせていただいているところです。現在ですと、新たに始めたいというような事業所の御相談はないものですから、もしそういった御相談があれば状況の方は細やかに御説明をさせていただきたいと思っています。

【事務局】

大変申し訳ございません。今のお話の補足ということで、御説明させていただきます。まず、「まごころ」さんの休止についてというところで、手当てが考えられてあって、半年間の休止なのかということですので、そこは事業所の判断になります。新たな

人材の確保の見込みが、半年後にも目途が立つという場合は、今回のように半年間の休止、それ以降に関しては休止期間を延長するという判断をされることもあります。もう既に人材確保は難しいとその時点で判断される場合は、これまでの傾向を見れば、即廃止というところにはならず一旦休止の段階を踏まえて、最終的には再開できることもありますし、廃止になるところもあるというところでございます。そして、審査基準のところにつきましては、こちらはもう法令の方で人員配置の方は決められておりますので、その基準に沿っての審査になりますので、御理解いただければと思います。

【委員】

介護職員の不足に対応するために、山形県も外国人の介護人材実態調査などを行う等して対応に当たっているようですけれども、米沢市での外国人の介護人材受け入れについての令和7年度の状況等がもしわかれば、わかる範囲で教えていただきたいと思います。また、米沢市としての対応策等あれば、勉強のために教えていただければありがたいです。

【事務局】

ただいまの御質問に回答させていただきます。本市においても、やはり介護人材不足というところで、外国人の方の受入れが各事業者の方で行われております。実数の把握までは至っておりませんが、市が指定する地域密着型の事業所で開催されます、運営推進会議にこちらから出向いた際にお聞きしている状況では、外国人の方は確かに増えているというところではございます。国別で申し上げますと、ミャンマー国籍の方が大半を現在占めているとお聞きしているところでございます。そして、市としての対応策というところではございますが、現時点で支援を講じていることはありませんが、次の第10期計画に向け、何かできることはないか検討させていただきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。なお、県の方の、確か令和6年度の実態調査、置賜では令和6年度の8月から9月の調査だったようですが、その時点で置賜では93人の外国人の方が、何らかの職についておられるというような数字を目にしたものですから、今年度、ぜひ米沢市も調査で把握することをしていただくとありがたいなと思います。今までのように地域の方がその職に就いて対応できればそれに越したことはないのですが、様々な諸事情があって、このような社会になっているわけですが、大切な人材に今後なっていくと思われまますので、よろしく願いいたします。

【委員】

はい。ありがとうございます。実態把握がなければ次の計画に盛り込むことも、なかなか決めづらいと思います。まずはそこから考えていただければと思います。

【委員】

特に意見というわけではないのですが、今のこの報告を受けての印象になるのですが、やはり介護支援専門員連絡協議会の中でもだんだん事業所数も減ってきており、人も減っているということに関しては、会長という立場でも少し危機感を感じておりま

す。数字的には米沢市の要介護認定者数を担当できないという状況にはなってはいませんが、要介護認定者の方の数は減っておりますが、過去の介護保険運営協議会の資料の中でも、要支援者の認定者数が増えているというようなところは出てきたと思います。今は支援が必要な方が減っているかのようですが、ケアマネジャーの数も段々減って、さらに募集しても入ってこない、また、年齢について言いますと、若い方が入ってこないといった状況だと感じています。今後のところについて少し危機感を感じているという印象を報告致します。以上です。

【委員】

ありがとうございます。規定が変わって、令和6年度からのグラフの変化を見ると改善しているようなイメージを受けますが、全く現場は変わっていない、というお話だったと思います。

(2) 第9期介護保険料における基準所得金額の見直しについて
事務局から説明があり、質疑はなかった。

(3) 令和7年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて
事務局から説明があり、質疑はなかった。

(4) 令和7年度地域包括支援センター運営について
事務局から説明があり、質疑があった。主な質疑は以下のとおり。

【委員】

質問というか、書き方が分からないところについて申し上げます。細かいことで申し訳ないです。資料4-1の2(3)の表の説明ですが、私が見て、社会福祉協議会の6という数字はどこから出たのかわかりませんでした。また、今年度の4の説明が1、2、3と流れてきて、それだけ見たらわかりませんでした。今の説明を聞いたらわかりました。説明のとおり書き方を変えたほうがいいような気がしました。これを見ていると、6ではなくて4ではないのかと思ったりするので、別の書き方をした方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】

次回以降、気をつけて記入したいと思います。

【委員】

日頃、地域包括支援センターの皆様、本当に御苦労様です。まず御礼申し上げます。米沢の全ての地域包括支援センターの評価の指標結果が全国の調査結果より勝っていることは本当に嬉しいことと感じております。各項目を100%にすることは、本当に並大抵なことではないと思います。幸いなことに全て100%という事業所もあったようですので、その事業所に一応学んでみることも必要なのではないかと思ったところです。なお、基幹型の地域包括センターの皆様になお一層の御活躍を期待しておりますという感想になりますが、一層頑張ってくださいありがとうございますと思いました。以上です。

【委員】

5 ページのところの下の行の方ですけれども、その改善、解決に向けた情報提供や関係する事業の紹介等、公表のあり方について検討を進めて参りますということとなっておりますけれども、何か具体的に今ここで提案したいことはあるのでしょうか。

【事務局】

地域ケア会議は個別ケースについての内容になってしまいますので、例えば、その方の状態の改善、解決に向けた情報提供だったり、何か事業を紹介したりというところで具体的な内容はまだ考えていませんけれども、本年度7年度の結果を見ながら公表のあり方を考えていきたいと考えております。

6 協議

(1) 令和8年度地域包括支援センター設置・運営（案）について

事務局からの提案について、質疑の後に承認された。主な質疑は以下のとおり。

【委員】

人員の確保は非常に難しいところがありまして、中地区は4名ギリギリでやっているんですね。たぶん運営委員会で話があるかもしれませんが、その実態について、4名の年齢とか、定年に至るまでの期間とか、そういった部分も市としては把握していかなければならないのではないのでしょうか。あとは、3職種4名というのが全国的な基準なのではないのでしょうか。

【事務局】

全国的には3職種3名の設置となっております。

【委員】

条件をつけるのは、自治体と合わない部分があれば改善を進めることも必要かもしれませんが、将来的には4名という枠が必至になるようには見えないのですけれども、3名体制になる可能性があるかと解釈してよろしいのでしょうか。

【事務局】

4名で進めていきたいところですが、状況により3名になることもあるかもしれませんが、その場合は、専門職に準じた職員を配置していただければと思っております。

【委員】

施設として対応可能であれば、その辺は十分に協議なさって検討していただきたいと思っております。

7 その他

事務局からも委員からも追加の協議事項はなし。

8 閉会